

報告第1号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定

平成25年6月6日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成25年3月31日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第19号

三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第131条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削る。

付則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合

住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例付則第10条の3第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。